

稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成22年度実施状況 について（報告）

1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第10条の規定では、市民参加手続の対象となる施策ごとに、市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならないとされていますが、1年度中の実施状況を取りまとめて公表することは規定していません。

しかし、市民参加をより推進していくためには、市民と市の双方が市民参加の現状を情報共有することが重要です。特に、市職員が全庁的状况を認識することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。

そこで、各部課（議会事務局を除く。）を対象に、平成22年度の市民参加手続の実施状況を調査しました。

なお、条例の適用外であります。法令の規定により実施するもの（第6条第2項第1号）についても、市民参加の取組といえることから、調査の対象に含めました（【表1】参照）。

その結果、6課の10事業において、12件の市民参加手続が行われたことが分かりました。

【表1】調査の対象

条例を適用するもの	市民参加手続を実施	第6条第1項 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	調査対象としたもの
	市民参加手続を実施しない	第6条第1項ただし書 「緊急その他やむを得ない理由があるとき」 ⇒（注）第3項により、実施しなかった理由を公表	
条例を適用しないもの	市民参加手続を実施	第6条第2項 (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの	
	市民参加手続を実施しない	第6条第2項 (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの	

2 対象別の実施状況

市民参加手続を実施した事務事業を前述の調査範囲により対象別に区分すると【表2】のとおりとなります。また、その名称は【表3】のとおりです。

なお、行政改革推進事業は、2つの施策等を対象に市民参加手続を実施しました。

【表2】市民参加手続を実施した事務事業数

条例条項等	市民参加の対象	事務事業数	構成比 (%)	
第6条第1項 (市民参加の対象)	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	6	54.5
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	1	9.1
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	0	0.0
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	0	0.0
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	4	36.4
第6条第2項第1号	他の法令等により、市民参加手続を実施するもの	0	0.0	
計		11	100.0	

【表3】市民参加手続を実施した事務事業の名称

条例条項等	事務事業名	
第6条第1項	第1号	行政改革推進事業、環境基本計画進捗管理事業、地球温暖化対策実行計画改定事業、ごみ処理基本計画改定計画策定事業、住宅マスタープラン策定事業、男女共同参画推進事業
	第2号	「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」改正事務
	第5号	行政改革推進事業、快適で住みよいまちづくり条例推進事業、中大通線歩道再整備事業、違反簡易広告物除却事業

3 手続別の実施状況

市民参加手続の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手続」、第3号に「ワークショップ手続」、第4号に「公聴会手続」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、市の実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」を定め、前述の5手続以外であっても適用できることとしています(例、インタビュー(ヒアリング)、作文・アイデアの募集)。

以上を踏まえて、平成22年度に本市が実施した市民参加手続の方法及びその実施件数を見てみますと、1つの事務事業につき複数の方法を採用したものがありましたことから、【表4】のとおり、5つの方法で12件実施されていました(「その他」も1方法とし

て集計)。

ちなみに、方法別の件数を見てみますと、第1号の「審議会等の設置」が最も多く、行政改革推進事業など6件実施され、全体の半数を占めました。

【表4】市民参加手続の方法と実施件数

条例条項等		市民参加手続の方法	実施件数	構成比 (%)
第7条 (市民参加手続の方法)	第1号	審議会等の設置	6	50.0
	第2号	パブリック・コメント手続	1	8.3
	第3号	ワークショップ手続	1	8.3
	第4号	公聴会手続	0	0.0
	第5号	アンケート調査	2	16.7
	第6号	インタビュー(ヒアリング)	0	0.0
		作文・アイデア等の募集	0	0.0
その他		2	16.7	
計			12	100.0

4 特記事項

(1) 市民参加手続の実施について

市民参加手続の実施に当たっては、市民参加の対象となる施策等の内容や、施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した市民参加方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう工夫をして行うことが重要です。

そのため、条例第7条では、第1号の「審議会等の設置」から第6号の「前各号に掲げるもののほか、市の実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」までのうち1つ以上を実施することを義務付けています。

ちなみに、平成22年度に市民参加手続を実施した事務事業のうち、1事業で複数の市民参加手続の方法を併用したのは、【表5】のとおり2事業でした。

複数の方法を併用することは、市民からより広範に意見等を求めることにつながり、市政への市民参加の推進を図る上でも有効な手段と言えます。

ただし、多ければ良いというものではなく、事業ごとに相応しい手続を選択していくことが重要です。

【表5】同一事業で実施した市民参加手続の方法

事務事業名	市民参加手続の方法
行政改革推進事業	①審議会等の設置、②パブリック・コメント手続
男女共同参画推進事業	①審議会等の設置、②アンケート調査

(2) 「審議会等の設置」について

実施件数が6件と最も多かった「審議会等の設置」では、実施に当たって、条例の趣旨に則り、委員の公募、会議の公開、会議録の作成及び公表を求めています。

今回の調査結果では、【表6】のとおり、会議の公開及び会議録の公表の2点については実施率が高く、実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、委員の公募については、全体の半分が未実施で不十分な結果となりました。

【表6】審議会等における項目別実施状況

項目	実施	未実施	規定なし	実施率 (%)
会議の公開	5	0	1	83.3
会議録の公表	5	0	1	83.3
委員の公募	3	3	—	50.0

(3) 「パブリック・コメント手続」について

平成22年度のパブリック・コメント手続の実施件数は、昨年度（6件）と比較すると、導入する案件自体が少なかったこともあり、わずか1件（行政改革推進事業）のみでした。

そして、その1案件に対して市民からの提出された意見件数もわずか2件と、共に少ない結果となりました。

5 まとめ

最後に、今回の調査結果から分かった課題を次のとおり整理しました。

(1) 全体の課題

1 事務事業で複数の市民参加手続を併用した件数は、2事業のみでした。

市民参加手続の実施に当たっては、市民参加の対象となる施策等の内容や、施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した市民参加方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう工夫をして行うことを求めています。

よって、今後は、条例で規定されている手続以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手続と組み合わせるなど、工夫して実施していくことも重要ではないかと考えます。

(2) 個々の手続の課題

ア 「審議会等の設置」について

前述のとおり、会議の公開及び会議録の公開は概ね行われていましたが、委員公募が行われている事例は全体の半数でした。

委員の任期が途中で、新たに委員を公募することが困難だったケースや、市内の関係団体等から推薦を受けた者を委員に選任しているケースなどが主な理由であります。できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう工夫していくことが求められます。

今後は、委員の改選時期を契機に、市民参加を推進する観点から審議会のあり方を再検討することも必要ではないかと考えます。

イ 「パブリック・コメント手続」について

前述のとおり、実施案件、意見件数共に少数でしたが、過去には市民の関心が高い案件に対して多くの意見が寄せられたこともあります。少数であっても有益な意見が寄せられることもありますので、一概に意見提出件数のみで良し悪しを判断することはできませんが、パブリック・コメント手続自体の認知度が依然低いことは事実です。

よって、今後は、制度のPRも含めて市民への周知方法を検討し、改善に努めていかなければならないと考えます。

以上の課題を踏まえながら、今後も引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指して、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。

平成23年6月6日
市長公室企画課

